

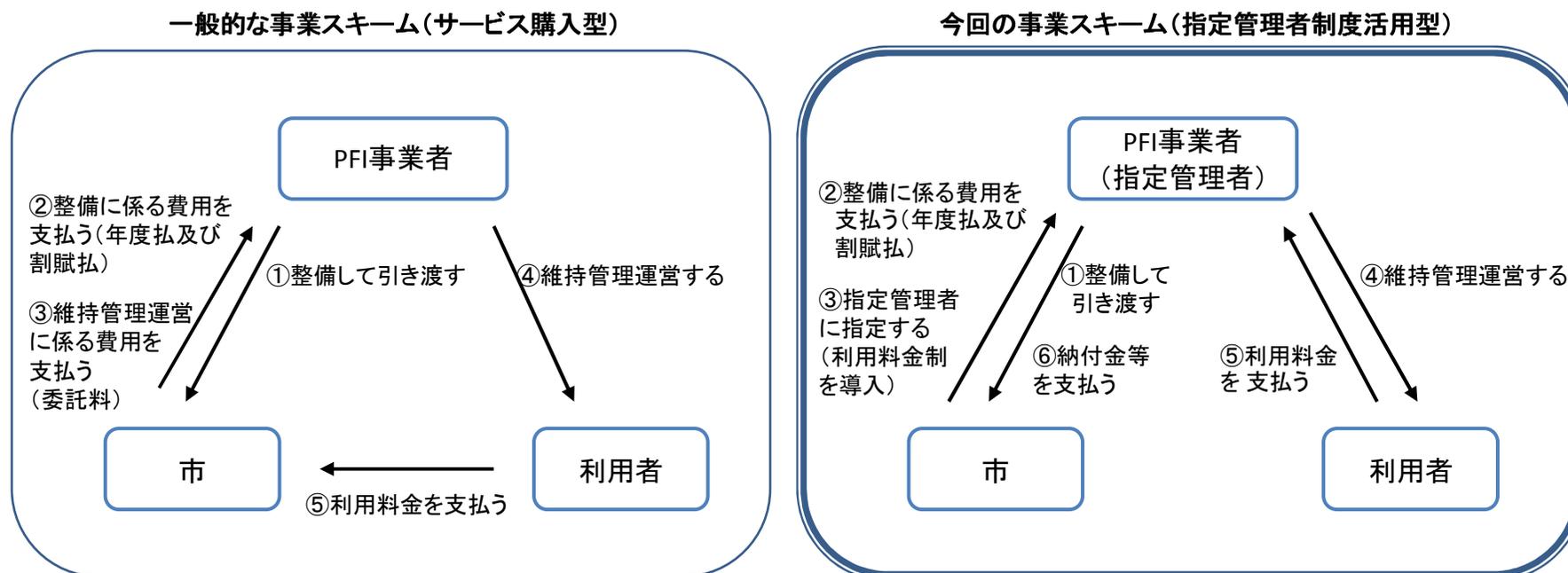
■事業スキームに関する説明資料

1. 事業スキーム

一般的な事業スキーム(サービス購入型)では、PFI事業者が施設の整備と維持管理運営を行い、市がその対価として、整備費用と維持管理運営費用(PFI事業者の適正利潤を含む。)を支払いますが、利用料金は市の収入になります。

今回の事業スキームでは、整備に関しては一般的な事業スキームと同じですが、維持管理運営に関しては指定管理者制度を活用し、利用料金制を導入するため、利用料金はPFI事業者(指定管理者)の収入になります。そのため、市は維持管理運営費用を支払わず、逆に納付金等をPFI事業者(指定管理者)から支払ってもらうことになります。(次頁参照)

なお、市の試算では、市が支払う整備費用に係る割賦払と維持管理運営費用(PFI事業者の適正利潤を含む。)に係る委託料の合計額以上に利用料金の収入があることから、収支が黒字になることを確認しています。



2. 指定管理者制度の活用

①利用料金制の導入

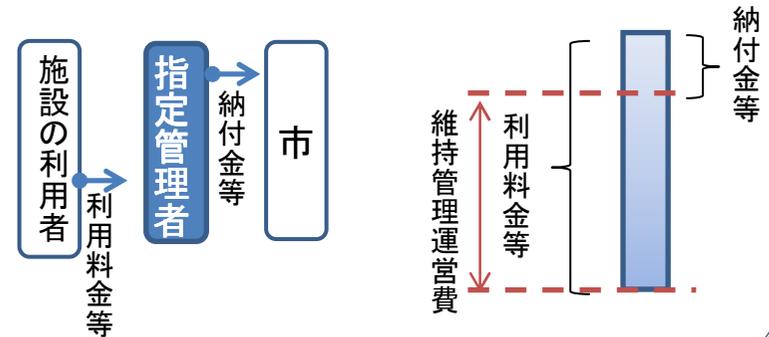
○今回のPFI事業では、指定管理者制度を活用して利用料金制を採用します。

「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。」(地方自治法第244の2第8項)

○利用料金制は、維持管理運営費等とその原資となる利用料金等が、同額になる(収支相償う)ことが前提となります。

○今回の事業収支は、試算により黒字となることを確認しているため、収支相償うために、市への納付金等を支払うことを前提としています。

施設の維持管理運営費に対して、施設の利用者から徴収する利用料金等が上回る分を市へ納付金等として納めます。

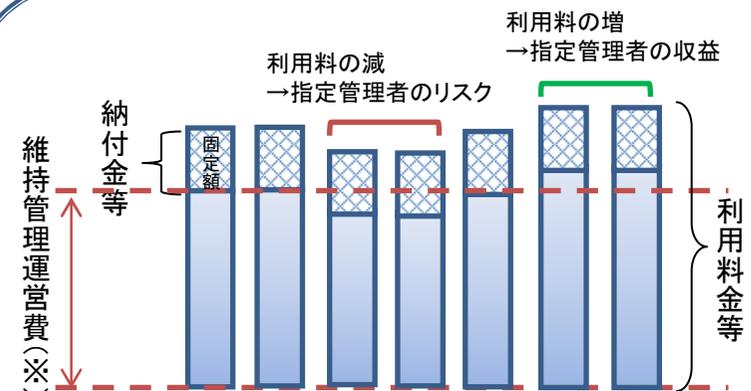


②納付金等の算出方法

○ここでいう「納付金等」は、施設により、「市への納付金」のほか、「市への負担金」、「市への賃借料」に該当します。
(入札説明書p.8~p.10参照)

○過去の経費や利用実績と、指定期間の利用見通し等を勘案し、指定期間全体で概ね収入と支出が相償うように設定してください。
→様式集の様式7において、事業年度の収支の総合計をゼロとしてください。

○期間中は右図の通り、固定額で納付金等を支出してください。



(※)指定期間中の年度毎に、維持管理運営費等の必要経費(支出)の精査をし、利用動向を見込んだ上で利用料金等(収入)を算出し、事業期間中の収支がゼロになるよう、納付金等を算出してください。必要経費や利用料金等は年度毎に変動しますが、納付金は一定額として扱ってください。(関連:様式集の様式7)

3. PFI事業者(指定管理者)のインセンティブとリスク

○提案時は、適切な収支見通しにより収支相償うように設定しますが、事業実施時における、実質収支については、黒字であれば、PFI事業者(指定管理者)のインセンティブ(利益)となり、赤字になればPFI事業者(指定管理者)のリスク(損失)になります。」

参考:地方財務実務提要3(p.7456)

(前略)・・・指定管理者にある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱いにすることが、指定管理者への経営努力のインセンティブとなり、また制度の趣旨にも合致する。・・・(後略)

